

「サラシア 100」に係る食品健康影響評価について

1 経緯

「サラシア 100」については、平成 22 年 6 月 25 日付けで、ネオコタラノールを関与成分とする特定保健用食品の表示許可申請がなされたものである。

今般、消費者委員会新開発食品調査部会新開発食品評価調査会での審議が終了したことから、健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令（平成 21 年内閣府令第 57 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2 評価依頼製品の概要

（1）製品

- ① 商 品 名：サラシア 100
- ② 食 品 の 種 類：錠菓
- ③ 関 与 成 分：ネオコタラノール 663 μ g
- ④ 一日摂取目安量：3 粒（0.96g）
- ⑤ 特定の保健の用途：食後の血糖値が高めの方、食事に含まれる糖質が気になる方に適する

（2）関与成分

ネオコタラノールとは、サラシア属植物（*Salacia chinensis*（サラシア・キネンシス））の幹を熱水抽出した液を乾燥し粉末化し得られたサラシアエキス末に含有されているものである。

（3）作用機序

in vitro における試験、動物を用いた試験及びヒトにおける試験により、 α -グルコシダーゼ阻害による食後血糖の上昇抑制であると考えられた。

（4）有効性

空腹時血糖値正常高値及び糖尿病境界型（空腹時血糖値 100mg/dL 以上 126mg/dL 未満）の成人男女 32 名を対象に、プラセボ食を対照とした二重盲検及びクロスオーバーによる米飯負荷試験をおこなった結果、試験食摂取による有意な血糖値の上昇抑制と血糖値曲線下面積の減少が認められた。

3 今後の予定

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、消費者委員会新開発食品調査部会において審議する予定である。